

宮城県外国人介護人材受入促進事業補助金に関するQ&A

想定される問い合わせとそれに対する回答をまとめましたので、申請にあたっての参考としてください。

【申請に関すること】

Q 1 事業を実施する場合、事業実施期間はいつからいつまでになるのか。

A 1 令和7年度分の事業実施期間は、交付決定の日から令和8年1月30日までとなります。ただし、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、速やかに様式第6号交付決定前着手届を提出願います。

なお、事業所からの支払い完了までが事業実施期間（令和8年1月30日までに）となりますので、ご注意ください。

※振込による支払も、令和8年1月30日までに完了している必要があります。

※同日を超えた支出は補助対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2 宮城県に事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるのか。

A 2 宮城県内の事業所のための採用活動、定着支援等である場合は対象となります。

Q 3 申請は各事業所単位で行うのか。

A 3 交付申請や実績報告は法人単位で御提出をお願いします。法人で複数の介護等事業所の交付申請等を提出する場合は、法人で各事業所分を取りまとめて御提出願います。

Q 4 どのような審査を行い、交付事業者を決定するのか。

A 4 補助事業の目的や実現性及び事業効果等を勘案して交付決定を行います。主な審査項目は以下のとおりです。

- ・補助制度の目的に合致しているか。
- ・補助事業の計画及び実施予定の事業内容は適正であるか。また、現状や課題、目的などの分析がされているか。
- ・補助事業は最小の経費で最大限の効果を上げる手段であるか。
- ・補助事業の遂行能力はあるか。
- ・補助事業の期間は適正であり、事業実施期間内に事業完了できる内容であるか。
- ・補助対象経費・補助率・補助額積算は適正であるか。

Q 5 補助事業のスケジュールは。

A 5 補助事業スケジュールは以下のとおりで予定しております。

1 交付申請書の提出	事業者 → 県	令和7年9月26日提出期限
2 交付申請書の審査	県	交付申請書を受理次第、審査等の実施
3 交付決定通知の発出	県 → 事業者	令和7年10月下旬（予定）
4 事業の実施	事業者	計画に基づき事業を実施する。
5 実績報告書の提出	事業者 → 県	事業完了後1ヶ月以内又は令和8年1月30日までのいずれか早い日までに提出する。
6 実績報告書の審査 補助金の額の確定	県 → 事業者	実績報告書の審査等の実施 不備等なければ、額の確定通知発出
7 補助金支払い	県 → 事業者	額の確定通知後、2週間程度で支払い

Q6 納税証明書はどのように取得すればよいのか。

A6 お近くの県税事務所にて、「宮城県事業補助金申請」を目的として、すべての県税に未納がないことを証明する書類の交付を申請してください。

申請に関しては、下記の県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/download-syoumei.html>

※「3. 納税証明書交付申請書（一般用）」にて、納税証明書交付申請書【使用目的】欄の「※宮城県事業補助金申請」にチェックを入れて申請してください。

納税証明書の取得方法や記載内容などについてご不明な点がございましたら、お近くの県税事務所へお問い合わせください。

【外国人介護人材獲得強化事業に関すること】

Q1 日本国内での外国人介護人材採用に係る取り組みは対象となるのか。

A1 対象外となります。海外現地での外国人介護人材採用に係る取り組みが対象となります。

Q2 今回の補助金を活用した場合、必ず採用につなげなければならないのか。採用できなければ補助金が出ないのか。

A2 必ず採用する必要はありませんが、採用計画に基づき現地で活動をした結果として採用に繋がらなかった場合は、その理由等も含めて報告をお願いします。その後の経過をおたずねする場合がございますのでご注意ください。

Q 3 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるのか。

A 3 対象外となります。

Q 4 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるのか。

A 4 対象外となります。

Q 5 施設職員が、外国人介護人材の獲得を目的として現地（海外）に赴いた場合、その滞在中に発生する給料は補助対象になるのか。

A 5 施設職員が現地に赴いた際に発生する給料は、補助対象となりません。

ただし、本事業の目的である外国人介護人材の獲得強化のため、法人が臨時職員等を新たに雇用し、本事業に従事させた場合に支払う給料については、補助対象となります。

Q 6 職員手当について、法人の旅費規定において規約があるのですが、対象としてもよいか。

A 6 明確に法人において海外出張にかかる手当支給の規定がある場合のみ対象とします。

Q 7 食糧費とは、どういうものが対象となるか。

A 7 会議の際に提供するお茶等が対象となります。

Q 8 現地に訪問するツアーを頼んだ場合、その際にかかる企画にかかる経費（手続きに係る手数料等）は対象となるか。

A 8 対象外となります。

Q 9 海外現地での飲食代（朝食、昼食等）や日本国内の空港での飲食代は対象となるのか。

A 9 対象外となります。

Q10 渡航費用等、一旦渡航者が立て替え、後で法人から支払いを行った場合の支払い証明書はどうしたらよいか。

A10 渡航者が立て替えた場合は、渡航者が現地で支払った証明書と法人が渡航者に支払った証明書を併せてご提出ください。

Q11 ビジネスクラスの料金は対象となりますか。

A11 ビジネスクラスの利用は可能ですが、補助金の対象は当該便のエコノミークラスとなります。ビジネスクラスを利用した場合は当該便のエコノミークラスの根拠資料を提示のうえ、エコノミークラスの金額で申請をお願いします。

Q12 現地の言語で書かれた領収書等を根拠資料としてよい。

A12 現地の言語で書かれた領収書の場合は、日本語に翻訳したものを併せて提出してください。また、支払時の為替レートがわかる資料（例：換算レートが記載された明細など）も併せてご提出ください。

Q13 支払った根拠資料ですが、クレジットカードで支払ったため領収書がない場合は銀行の振込依頼書でよい。

A13 振込依頼書をご提出いただく場合は、それに加えて支払完了が確認できる口座の写し（通帳の記載や明細書など）も併せてご提出ください。

支払の事実が確認できる資料を一式揃えていただくようお願いします。

Q14 現地で領収書をもらえなかったため、支払い証明書類の提出ができない場合はどうしたらよい。

A14 支払い証明書類が提出できない場合は、経費として認められません。

Q15 現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよい。

A15 例としては説明会を開催したのであればチラシやポスター、参加人数等説明会の実績、大学を訪問等であれば訪問先の情報、会議等の参加者や実施場所が記された物、現地訪問先での写真等が想定されます。現地を訪問した際のあくまで例となりますので適宜ご相談ください。

Q16 宿泊費の上限はあるか。

A16 国家公務員等の旅費支給規程（令和6年12月20日号外財務省令第70号）別表2二 外国（職務の級が十級以下の者）の金額を上限とします。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045>

【外国人介護人材定着促進事業に関すること】

Q1 携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア等のツールのみの導入は対象となるか。

A2 ツールの導入のみでは補助対象となりません。必ず、ツールの導入に加え、その活用を目的とした研修、勉強会、関連規定の整備等を併せて実施してください。

Q2 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A2 補助対象となります。ただし、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ・交付申請時点で、受入予定の外国人介護人材の人数が確定していること
 - ・実績報告時点でも、実際に受け入れた対象者が確定していること
- 申請時に、外国人介護職員を雇用（予定）していることを証明する書類（例：雇用計画書、内定通知書、雇用契約書等）の添付が必要です。

なお、実績報告時に受入対象者が確定していないことが判明した場合は、当該取組は補助対象外となりますので、その際は速やかに「変更承認申請書」または「事業（廃止）承認申請書」の提出をお願いいたします。

Q 3 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるのか。

A 3 対象外となります。

Q 4 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるのか。

A 4 対象外となります。

Q 5 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入後の運営費は補助対象となるか。

A 5 対象外となります。

Q 6 技能実習生についても、本事業の申請対象となるか。

A 6 対象となります。本事業の対象者は、在留資格に限らず、外国人介護人材を受け入れる介護事業所等であれば対象となります。

Q 7 補助基準額が1事業所等あたり28万円とあるが、法人本部が一括して外国人介護職員に係る取組を行っている場合等は、どのように申請したらよいか。

A 7 外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分する等の対応をお願いします。